

# 憲 法

## 注 意 事 項

- I 試験開始の指示があるまで問題用紙を開いてはいけません。
- II 解答用紙は 1 枚だけ配付します。
- III 解答にあたっては、黒のボールペン・黒インクのペンのいずれかを使用してください（ただし、インクがプラスチック消しゴムで消せないものに限ります）。それ以外で解答用紙に記入した場合は、無効とします。
- IV 解答を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1 行の場合には横線で消して、その次に書き直してください。修正液・修正テープを使用してはいけません。
- V 設問が複数の場合は、解答用紙に設問番号を明記したうえで、解答してください。設問番号の記入がない場合は、無効とします。
- VI 試験時間は 80 分です。
- VII 問題は 1~2 ページにあります。

# 憲 法

## [問題]

次の事案を読み、下の間に答えなさい。

## [事案]

[1] 不動産事業を営む A 社は、都市開発にかかる便宜を得るために、有力政治家に対し、自社の関連子会社の未公開株の譲渡を通じた多額の資金提供を行った。A 社をめぐる大規模な贈収賄事件は国会でも取りあげられるようになり、衆議院は、調査特別委員会を設置して、A 社社長の証人喚問など国政調査権に基づく調査を行うことを決定した。

[2] A 社の社長室長 X は、衆議院調査特別委員会での調査に手心を加えてもらうため、この贈収賄事件追及の急先鋒となっていた野党議員 B に現金を提供しようとした。A 社の動きを察知した B 議員は、自らに収賄等の嫌疑が及ぶのを避けるため、N テレビ局記者に贈賄工作の場面を隠し撮りする計画をもちかけ、後日、X が現金を提供しようとする場面をビデオテープ（以下「本件ビデオテープ」という。）に収めた。

[3] N テレビ局は、ビデオ収録直後のニュース番組において、X による贈賄工作の場面を含む、本件ビデオテープの一部の映像を放送した。

[4] 東京地方検察庁特別捜査部（以下「特捜部」という。）は、一連の贈賄容疑で X を逮捕し、B 議員に対する贈賄工作についても知るところとなった。特捜部は、X が容疑を否認していることもあり、贈賄工作の実態を明らかにする手段として、本件ビデオテープが捜査上不可欠であると考え、裁判官の差押え許可状の発布を得て、検察事務官が N テレビ局において本件ビデオテープを差し押さえた（以下「本件差押え処分」という。）。

[5] N テレビ局は、本件差押え処分は憲法上重大な問題をはらんでいると考え、本件差押え処分の取消を求めるとした。

（解答にあたっては、X による贈賄罪の成否や隠し撮りの違法性について検討する必要はない。）

問1 いわゆる「取材の自由」は、憲法 21 条 1 項にいう「表現の自由」の保障との関係において、どのように位置付けられるのか、判例を踏まえて論じなさい。

問2 検察側は、本件ビデオテープの中心部分である X による贈賄工作の場面はすでに放送済みであり「報道の自由」の侵害にはあたらないと主張しているが、N テ

レビ局は、報道用ビデオテープが刑事裁判に利用されることは将来の取材の妨げになると反論している。裁判所は、本件差押え処分による「取材の自由」侵害の主張について、どのように判断するべきか、関連する判例の判断枠組みを踏まえて論じなさい。